

平成 28 年 4 月 27 日

## 指定講習会実施機関の指定について

平成 28 年 4 月 26 日、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条第 2 項に規定する指定講習会を実施する機関として、「一般財団法人日本産業協会」、「公益社団法人全国消費生活相談員協会」及び「一般財団法人日本消費者協会」を指定しました。

### 記

○団体名 一般財団法人 日本産業協会（法人番号 7010005008469）

会 長 森田 富治郎

住 所 東京都千代田区内神田二丁目 11 番 1 号

申請日 平成 28 年 4 月 1 日

○団体名 公益社団法人 全国消費生活相談員協会（法人番号  
2010405010418）

理事長 吉川 萬里子

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 3 番 5 号  
グランドメゾン日本橋堀留 101 号

申請日 平成 28 年 4 月 1 日

○団体名 一般財団法人 日本消費者協会（法人番号 6010005004130）

理事長 松岡 萬里野

住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 18 番 1 号

申請日 平成 28 年 4 月 1 日

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者教育・地方協力課  
吉田、琴野、平田  
TEL 03-3507-9174（直通）